

令和7年度 富岡市立高田小学校いじめ防止基本方針

めざす児童の姿

- いじめをしない子
- いじめをゆるさない子
- お互いの人権を尊重する子

富岡市いじめ防止基本方針

- 「変化の激しい社会を夢や希望をもち、主体的に生き抜く子ども」の育成
- 自尊感情の育成 ○よりよい人間関係の構築

【家庭地域との連携】

- 授業参観・懇談会
- 教育相談
- 学校公開日
- 学校通信・学級通信等

【校内組織】

(校内連携型支援チーム)

- 校長
- 教頭
- 教務主任
- 生徒指導主任
- 養護教諭
- ※SC(必要に応じて)

【関係機関の連携】

(ネットワーク型支援チーム)

- 教育委員会
- 警察署
- 児童相談所
- 発達支援センター
- 医療機関等

発達支持的生徒指導 個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達支持

- ① 授業づくりの充実…わかる授業、認め合いを大切にした授業の実践
- ② 集団づくりの充実…学級経営の充実(自己肯定感・自己有用感を育てる場面設定)
縦割り班活動の充実、互いの価値観の違いに触れる体験的学習
- ③ 信頼関係づくりの充実…教職員と児童、児童同士の共感的で温かな人間関係づくり

課題未然防止教育

- ① 「自分事として捉え、考える」いじめ防止教育の充実
 - ・「他者と折り合いをつける力」等を高めるSSTを実施
 - ・人権尊重意識や思いやりの心を基盤とした言語環境の充実
- ② SOSの出し方教育の推進
- ③ 校内研修の実施
- ④ いじめ防止フォーラムへの参加
- ⑤ 問題行動未然防止教育の実施(万引き防止教育・情報モラル教育・薬物乱用防止教育)

課題早期発見対応

- ① 児童の小さな変化の早期発見(日常的な児童の行動観察)
- ② いじめの早期発見・解消
アンケートの実施・分析(毎月1回)及び定期的な職員間の情報交換
(富岡市教育委員会の文書管理規定に基づき適切に管理する。)
- ③ 児童のSOSを受け止める体制の整備と支援 機動的連携型支援チームの活用

困難課題対応的生徒指導

- ① 学校内におけるチーム支援
- ② 学校外の専門家との連携によるチーム支援

1 いじめ防止等の取組を推進していく基本理念

いじめはどの学級でもどの児童にも起こり得ることを意識し、未然防止・早期発見・早期支援・対応、さらには事案が発生した時点から事案の改善・回復、再発防止まで一貫した支援を行う。そして、誰もが安心して学校生活を送れるように、全教職員が共通理解を図り、同一歩調の下、いじめのない学校づくりに取り組んでいく。また、学校と地域、家庭、その他の関係機関との連携も積極的に行っていく。

2 いじめ防止対策等のための組織

学校内において、以下の構成員によりいじめ防止等の取組を組織的に推進するための組織を置く。この組織を中心として全教職員で共通理解を図り、学校全体でいじめ防止対策を行う。

- 組織名称：高田小学校いじめ防止対策委員会
- 構 成 員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭
(必要に応じて) スクールカウンセラー
- 委員会の取り組み内容
 - ①いじめ防止等に係る取り組みの方針の企画立案
 - ②児童の問題行動等に係る情報共有
 - ③いじめ問題への対応方法の協議
 - ④関係各機関への報告・連携

3 いじめの未然防止の取組

いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象にいじめに向かわせないよう未然防止に取り組む。

(1) 自己存在感の感受

- ①異なる考えや意見を出し合える自由な雰囲気確保
- ②お互いの違いを理解し、認め合える環境づくり
- ③基礎基本の定着を図り、一人ひとりを大切にしたいわかりやすい授業づくり
- ④児童間の関わり合い、認め合いを大切にしたい授業・活動づくり
- ⑤道徳教育・人権教育の充実

(2) 共感的な人間関係の育成

- ①互いのよさを認め合い、励まし合える学級づくり
- ②自身の振り返りや将来の自分像をもち、お互いを認め合う場を設定する
- ③児童会活動でのあいさつ運動、いじめ防止活動の推進

(3) 自己決定の場の提供

- ①自主・自発的な活動や異学年交流の充実。
- ②自分で考え、決めて、行動する機会の確保

(4) 安全・安心な風土の醸成

- ①児童理解・指導、人権教育についての職員研修
- ②児童生徒が困ったときや悩みがあるときに、身近な大人(教職員や保護者)に相談ができたり、助けを求めたりできる人間関係づくり
- ③あいさつ運動・いじめ防止教育・SOSの出し方教育の推進
- ④青少年健全育成協議会や学警連等との連携、コミュニティスクールを通じた地域人材の活用・連携
- ⑤児童がインターネット問題の対応や SNSの使用について、正しい知識を身に付けることができるよう、組織的な指導に努める。

4 いじめへの早期発見の取組

日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな変化を見逃さないようにアンテナを高く保つ。

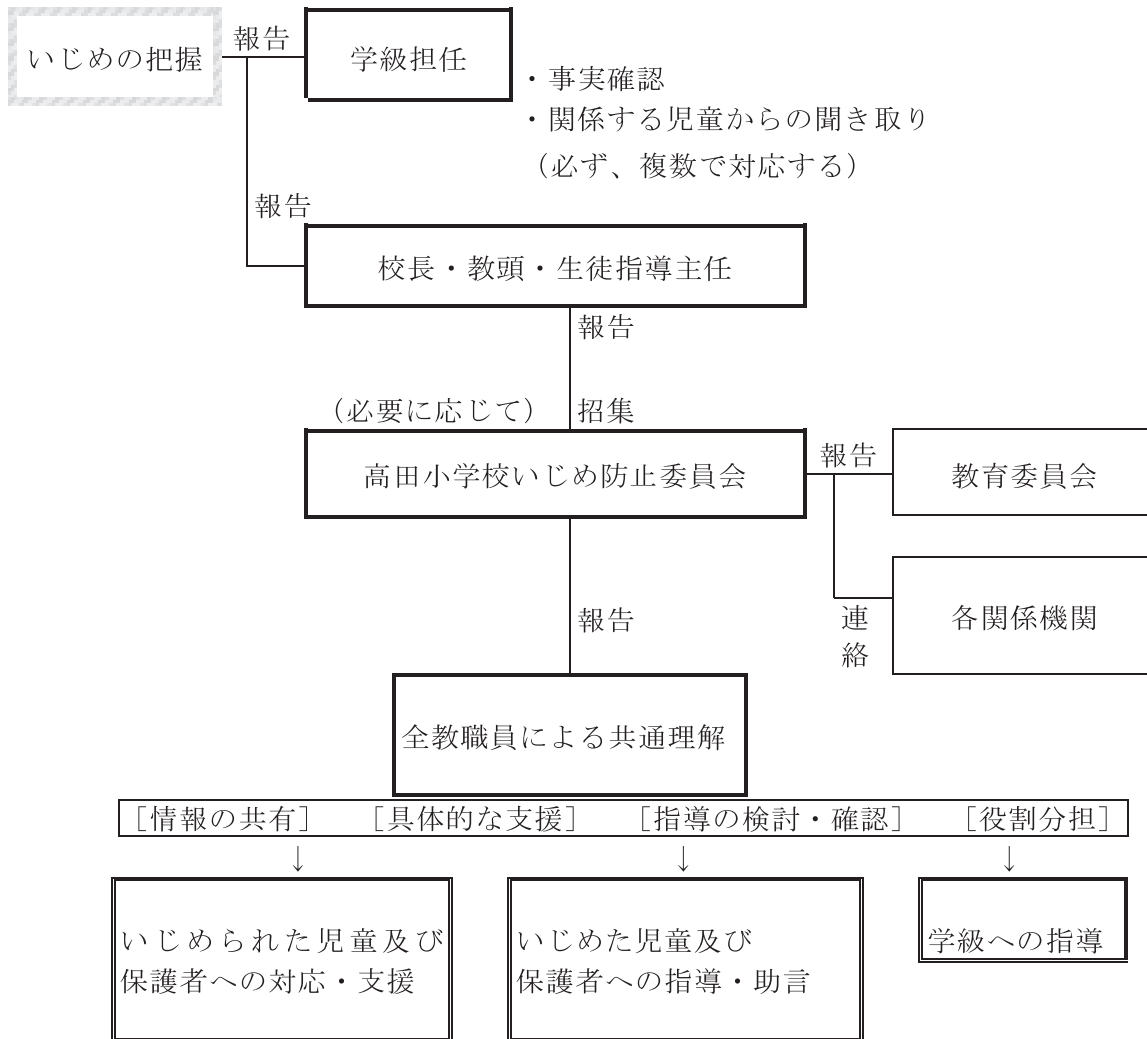
- (1) 日常的な観察を充実させ、児童の様子に目を配る。
 - ①相談機会の確保と話しやすい学校・学級の雰囲気づくり
 - ②授業・休み時間等の日常生活での児童の様子観察
 - ③教師自ら、あいさつ、児童の名前を呼んでの声かけ等一声運動の推進
- (2) 定期的なアンケート調査(毎月1回)の活用
 - ①児童への学校生活に関するアンケートの実施
 - ②気になる児童との個人面談
- (3) 教員間の情報交換
 - ①日頃から児童の様子について共有し、個ではなくチームで対応する意識づくり
 - ②生徒指導会議の児童情報交換の場では、問題行動のある児童だけでなく、気になる児童たちの関係等について報告し、いじめの未然予防に努める
- (4) 児童及・保護者・教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
 - ①一人の児童を多くの職員で関わりをもち、支援する
 - ②学校・学年・保健だより等で相談の窓口を周知する
 - ③スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）等の活用

5 いじめの対処

発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。

- (1) 被害児童を守り通すとともに、いじめをやめさせ、その再発防止のために、教育的配慮のもと毅然とした態度で加害児童等を指導する。
 - ①高田小学校いじめ防止対策委員会を招集し直ちに情報を共有する。
 - ②事実確認を行い、関係児童とその保護者及び、学級集団へそれぞれ支援、指導、助言を適切に行う。
 - ③インターネット等を通じて行われる不適切な書き込みについては、関係機関等との協力や援助を求める。
- (2) 教職員全員の共通理解、保護者の協力、教育委員会への報告、関係機関・専門機関との連携のもとで対応する。
 - ①富岡市教育委員会
 - ②富岡警察署
 - ③西部児童相談所
 - ④発達支援センター
 - ⑤医療機関

(対応経路)



6 重大事態への対処

①いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

②いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

重大事態が発生した場合は教育委員会と連携し調査を行う。調査は重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生を防止に資するために行うものである。

(2) 調査組織の設置について

①事案が重大事態であると判断した場合、速やかにその事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかの判断を教育委員会が行う。

②教育委員会が調査主体となる場合には、速やかにその下に組織を設け、日常の記録を踏まえながら、公平・中立な調査を行う。状況によっては、いじめ防止対策推進法第14条第3項の教育委員会に設置される附属機関を調査組織とする。

③調査内容については、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に情報を提供するとともに、市長に報告し、再調査等の検討を行う。

(3) 自殺事案が発生した場合について

①学校及び教育委員会の対応経過を時系列で記録し、客観的で正確な事実の把握に努める。

②遺族への対応を始め、保護者会、記者会見への対応、児童生徒の心のケアなどについて学校と連携を図り、必要な人員を確保し派遣する。状況によっては、群馬県こころの緊急支援チーム（CRP）の派遣を群馬県教育委員会に要請し、連携を図る。

③「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」（平成22年3月文部科学省）などの資料を適切に活用する。

(1) 重大事態へ対応するための調査組織を速やかに設け、事実関係を明確にする。

(2) 速やかに教育委員会へ重大事態発生について報告する。

(3) 当該児童及びその保護者に対し、適時・適切な方法で情報を提供する。

(4) 調査結果を教育委員会に報告し、関係諸機関と再発防止に向けた対応策について協議する。